

円山動物園エレベーター保守業務（三菱電機製）特記仕様書

- 1 受託者は、本件業務の全部又は一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- 2 別紙、機器設備概要に記載する付加仕様の修理、取替えについては、フルメンテナンス契約の範囲内とする。
- 3 受託者の業務責任者は、国土交通大臣の認定を受けた昇降機検査資格を有する者であり、十分な知識と実務経験を積んでいること。また、委任者へ経歴書及び資格証(写)を提出し、承諾を得るものとする。
- 4 受託者は、保全及び故障等の緊急時に最小の停止期間で昇降機を復旧する緊急処置を行うため、倉庫等に必要な最新の交換部品、消耗品等を常時保管すること。
特に重要部品である、制御盤内基盤およびかご上ステーション内基盤については、当該地域（札幌市内）に常時配備するものとする。その他重要機器の主ロープおよび巻上機については、緊急時に即時手配できる体制を整えること。
- 5 フルメンテナンス契約内の修理、取替えについては、製造者の純正部品を使用すること。
- 6 受託者は、閉じ込め等の緊急時には24時間出動体制を整え、原則として30分以内に到着して復旧対策を実施できる体制を有すること。また、緊急時の対応として、委託者の業務担当者に対して閉じ込め時の救出と災害時の応急処置訓練を年1回実施し、訓練記録を保有すること。
- 7 エレベーターの重要な安全装置である電磁ブレーキの動作状況については、常に機器の状況を把握する装置を備えるか、又は毎月点検を行い、動作が正常である事を示す測定値（釈放時間、吸引時間）を、別紙機械室レスロープ式エレベーター点検結果報告書および小荷物専用昇降機点検結果報告書に記載し提出すること。
- 8 遠隔監視装置等の装置を設置する場合の電話回線、及び通線に係る費用については、受託者の負担とする。